

## 健康サポート薬局研修修了証交付申請要領

健康サポート薬局研修の研修修了証の交付を希望する方は、次の記載にしたがって申請してください。なお、申請数が多くなった場合は予備審査を行い、提出書類に不備のないものを優先的に審査します。申請される方は、できれば複数人で点検を行い、不備のないようにしてください。また、申請に関する照会は電子メールでのみ受け付けます。ks@jpec.or.jp宛てにお願いします。

一旦提出された書類は、交付不可の場合を除いて返却しませんので、ご了承ください。必要な場合は、写しを取ってから申請してください。

提出書類が到着しているかどうかの照会のご遠慮ください。到着確認が必要な場合は、申請者において追跡・確認が可能な方法によって送付してください。また、審査及び修了証の交付状況に関する照会にはお答えしませんので、ご遠慮ください。

なお、当研修センターが研修修了証を交付するのは、公益社団法人日本薬剤師会が行っている研修（都道府県薬剤師会が行うものを含む。）に係るもののみですので、ご注意ください。他の団体が行った研修の受講証明書により、研修修了証の交付を申請する方がいますので、申請の際は良く確認してください。

以下の書類の作成に当たっては、鉛筆や消色可能なインクを用いた筆記具で記載しないでください。

### I. 新たに研修修了証の交付を申請する場合

#### 1. 申請時の提出書類

##### (1)健康サポート薬局研修修了証交付申請書（健康サポート様式1（様式A））

照会が必要なときは、電子メールで行います。メールアドレスを必ず記載してください。また、研修修了証が交付されるまではメールアドレスを変更しないでください。なお、携帯端末のメールアドレスを記載した場合で、迷惑メール対策等を行っているときは、「@jpec.or.jp」からの電子メール受信が可能な設定に変更の手続きをしてください。

自宅住所記載欄に、勤務先等の自宅以外の住所を記載しないでください。また、郵便番号のみを記載している方がいます。自宅住所を書き忘れないようにしてください。

##### (2)技能習得型研修受講証明書（正本）

研修会A（健康サポートのための多職種連携研修会）と研修会B（健康サポートのための薬剤師の対応研修会）の2種類になります。

有効期限は3年間ですので、期限を確認してください。失効している場合は研修修了証を交付しません。

正本を提出してください。カラーコピーした副本は無効です。

##### (3)知識習得型研修受講証明書（正本）

1枚です。

有効期限は3年間ですので、期限を確認してください。失効している場合は研修修了証を交付しません。

正本を提出してください。カラーコピーした副本は無効です。

##### (4)履歴書（健康サポート様式2）

薬局における実務経験のうち、1週間当たりの勤務時間が20時間以上のものを記載してください（勤務ごとに1週間当たりの勤務時間数を記載する）。1週間当たりの勤務時間数が一定でない場合は、最短のものが20時間以上であることを要します（この場合、1週間当たりの勤務時間数欄には、最短の時間数を記載する）。なお、研修

修了証の交付申請には、薬局において5年以上の実務経験が必要です。

勤務ごとの在籍年月数も計算して記載してください。

また、薬局における実務経験欄には、薬局店舗名を記載してください。薬局を開設している会社名のみ記載は不適當です。

用紙1枚では記載しきれない場合は、複数枚を使用してください。

署名及び捺印をしてください。ない場合は研修修了証を交付しません。

記載した実務経験を担保する書類（採用辞令など）を添付する必要はありません。勤務証明書なども添付不要です。ただし、場合によっては確認する必要が生じることがありますので、現在保有している書類は、紛失しないようにしてください。

錯誤による記載誤りが生じないよう、十分注意してください。

(5) 申請者の（自宅）住所及び氏名を表面に記載した通常はがき1枚

仮修了証の発行に使用しますので、裏面は白紙であることが必要です。

私製はがきは不可です。

表面の宛先には申請書に記載した自宅住所を記載してください。勤務先等の自宅以外の住所は不可です。

通常はがきを提出しない場合、あるいは、提出していても申請者の（自宅）住所・氏名が未記載・誤記の場合（勤務先住所等を記載した場合を含む。）や裏面が白紙でない場合は、仮修了証を発行しません。

(6) 研修修了証交付審査手数料振込明細の写し

健康サポート薬局研修修了証交付申請書の裏面の所定欄に貼付してください。

## 2. 発行費用（交付審査手数料）

消費税込みで5,500円です。

次の口座に振込んでください。振込み手数料は申請者の負担でお願いします。振込金額等の不足の場合は、受付けません。振込みは1名につき1件とし、必ず申請者名で振込んでください（申請者名を必ず記載して下さい）。2名分以上まとめて振込んだ場合又は申請者名以外の名義（例えば勤務先名）で振込んだ場合は、修了証を交付しません。振込みは、申請書の提出前3か月以内に行ったものに限り、それ以前のものは無効です。

銀行名：ゆうちょ銀行

口座番号等：

郵便局から振込む場合：00100-0-603268

他の金融機関から振込む場合：

店名・口座種類・口座番号；〇一九（ゼロイチキユウ）店 当座 0603268

名義：公益財団法人日本薬剤師研修センター

一旦振り込まれた研修修了証交付審査手数料は理由の如何を問わず返却しませんので、ご注意ください（審査の結果、研修修了証の交付が不可となった場合も交付審査手数料は返却しません）。また、この返却しないこととなった交付審査手数料は、他の如何なるものにも換えることができません。

なお、領収証は発行しません。振込明細を以て領収証に代えますので、ご了承ください。

## 3. 書類提出先

公益財団法人日本薬剤師研修センター 健康サポート薬局係

郵便番号105-0003 東京都港区西新橋2-3-1 マークライト虎ノ門6階

#### 4. 仮修了証の発行

研修修了証の交付を可と判断した場合は、申請に際して同封されたはがきにより、仮修了証（裏面に研修修了証番号、発行年月日等を記載）を発行します。この仮修了証をもって、都道府県への手続きができることになっています。なお、仮修了証は、研修修了証の交付があったとき又は発行から3か月が経過したときは無効となります（研修修了証は、仮修了証の発行から3か月以内に作成・交付します）。

#### 5. 研修修了証の交付

可能な限り速やかに研修修了証を作成し、申請書に記載された自宅住所宛に郵送します（この研修修了証の到着をもって仮修了証は無効となります）。

#### 6. 研修修了証の有効期間

有効期間は、交付日から6年間です。

#### 7. 研修修了証の保管等

受領した研修修了証は、大切に保管してください。更新手続きの際にも必要となります。

#### 8. 個人情報の取扱い

公益財団法人日本薬剤師研修センターの個人情報の取扱いについては、ホームページにプライバシーポリシーとして掲載しています。法律に基づき開示が義務づけられている等の特別の事情がない限り、本人の事前承諾なしに第三者に個人情報を開示・提供することはありません。

ただし、この健康サポート薬局研修に関する情報については、公益社団法人日本薬剤師会の閲覧・確認、制度運用の目的での都道府県知事又は保健所設置市・区の市長若しくは特別区長からの照会への対応及び都道府県薬剤師会からの照会への対応の際に、その妥当性を検討したうえで開示・提供します。

#### 9. その他

申請書等に関する照会は、1(1)に記載のとおり電子メールで行いますが、電子メール送信後3か月間を経過しても回答がない場合は、審査終了とし、研修修了証の交付を不可とします。この場合、申請書類は、照会内容を記載した書面とともに返却します。再度申請する場合は、新たな申請となり、発行費用（交付審査手数料）の減免はありません。なお、令和3年11月18日以前に照会したものは、同日より起算して3か月間とします。

## II. すでに研修修了証を有している者が他の都道府県の研修修了証の交付を申請する場合

### 1. 申請時の提出書類

#### (1) 健康サポート薬局研修修了証交付申請書（健康サポート様式1（様式B））

照会が必要なときは、電子メールで行います。メールアドレスを必ず記載してください。また、研修修了証が交付されるまではメールアドレスを変更しないでください。なお、携帯端末のメールアドレスを記載した場合で、迷惑メール対策等を行っているときは、「@jpec.or.jp」からの電子メール受信が可能な設定に変更の手続きをしてください。

自宅住所記載欄に、勤務先等の自宅以外の住所を記載しないでください。また、住所を書き忘れないようにしてください。

#### (2) 技能習得型研修受講証明書（正本）

新たに交付を受けようとする都道府県の研修会A（健康サポートのための多職種連携研修会）の受講証明書になります。

有効期限は3年間ですので、期限を確認してください。失効している場合は研修修了証を交付しません。

正本を提出してください。カラーコピーした副本は無効です。

#### (3) すでに有している健康サポート薬局研修修了証（写）

これが提出されない場合は、他の都道府県の研修修了証は交付しません。複数ある場合は、すべて提出してください。

有効期限内のものに限ります。

写しを提出してください。

#### (4) 申請者の（自宅）住所及び氏名を表面に記載した通常はがき1枚

仮修了証の発行に使用しますので、裏面は白紙であることが必要です。

住所は申請書に記載した自宅住所を記載してください。

通常はがきを提出しない場合、あるいは、提出していても申請者の（自宅）住所・氏名が未記載・誤記の場合（勤務先住所等を記載した場合を含む。）や裏面が白紙でない場合は、仮修了証を発行しません。

#### (5) 研修修了証交付審査手数料振込明細の写し

健康サポート薬局研修修了証交付申請書の裏面の所定欄に貼付してください。

### 2. 発行費用（交付審査手数料）

消費税込みで3,300円です。

次の口座に振込んでください。振込み手数料は申請者の負担でお願いします。振込金額等の不足の場合は、受付けません。振込みは1名につき1件とし、必ず申請者名で振込んでください（申請者名を必ず記載して下さい）。2名分以上まとめて振込んだ場合又は申請者名以外の名義（例えば勤務先名）で振込んだ場合は、修了証を交付しません。振込みは、申請書の提出前3か月以内に行ったものに限ります。それ以前のものは無効です。

銀行名：ゆうちょ銀行

口座番号等：

郵便局から振込む場合：00100-0-603268

他の金融機関から振込む場合：

店名・口座種類・口座番号；〇一九（ゼロイチキユウ）店 当座 0603268

名義：公益財団法人日本薬剤師研修センター

一旦振り込まれた研修修了証交付審査手数料は理由の如何を問わず返却しませんので、ご注意ください（審査の結果、研修修了証の交付が不可となった場合も交付審査手数料は返却

しません)。また、この返却しないこととなった交付審査手数料は、他の如何なるものにも換えることができません。

なお、領収証は発行しません。振込明細を以て領収証に代えますので、ご了承ください。

### 3. 書類提出先

公益財団法人日本薬剤師研修センター 健康サポート薬局係  
郵便番号105-0003 東京都港区西新橋2-3-1 マークライト虎ノ門6階

### 4. 仮修了証の発行

研修修了証の交付を可と判断した場合は、申請に際して同封されたはがきにより、仮修了証（裏面に研修修了証番号、発行年月日等を記載）を発行します。この仮修了証をもって、都道府県への手続きができることになっています。なお、仮修了証は、研修修了証の交付があったとき又は発行から3か月が経過したときは無効となります（研修修了証は、仮修了証の発行から3か月以内に作成・交付します）。

### 5. 研修修了証の交付

可能な限り速やかに研修修了証を作成し、申請書に記載された自宅住所宛に郵送します（この研修修了証の到着をもって仮修了証は無効となります）。

### 6. 研修修了証の有効期間

有効期間は、交付日から6年間です。有効期間は、すでに有している健康サポート薬局研修修了証の有効期間とは関連せず、交付を受けた研修修了証ごとになります。

### 7. 研修修了証の保管等

受領した研修修了証は、大切に保管してください。更新手続きの際にも必要となります。

### 8. 個人情報の取扱い

公益財団法人日本薬剤師研修センターの個人情報の取扱いについては、ホームページにプライバシーポリシーとして掲載しています。法律に基づき開示が義務づけられている等の特別の事情がない限り、本人の事前承諾なしに第三者に個人情報を開示・提供することはありません。

ただし、この健康サポート薬局研修に関する情報については、公益社団法人日本薬剤師会の閲覧・確認、制度運用の目的での都道府県知事又は保健所設置市・区の市長若しくは特別区長からの照会への対応及び都道府県薬剤師会からの照会への対応の際に、その妥当性を検討したうえで開示・提供します。

### 9. その他

申請書等に関する照会は、1(1)に記載のとおり電子メールで行いますが、電子メール送信後3か月間を経過しても回答がない場合は、審査終了とし、研修修了証の交付を不可とします。この場合、申請書類は、照会内容を記載した書面とともに返却します。再度申請する場合は、新たな申請となり、発行費用（交付審査手数料）の減免はありません。なお、令和3年11月18日以前に照会したものは、同日より起算して3か月間とします。

### Ⅲ. 期間延長した研修修了証の交付を申請する場合（更新申請）

更新申請ができるのは、現に有している研修修了証の有効期限までです。それ以降は更新受付不可になりますので、十分に注意してください（更新受付不可の場合も、修了証交付審査手数料は返還しません）。ただし、更新手続きの関係上、可能な限り、有効期限の2ヶ月前までに更新申請してください。

また、複数の研修修了証を所持している場合、研修修了証の更新申請は、それぞれの研修修了証ごとです。1回の更新申請で、複数の研修修了証の更新はできません。

#### 1. 申請時の提出書類

##### (1) 健康サポート薬局研修修了証交付申請書（健康サポート様式1（様式C））

照会が必要なときは、電子メールで行います。メールアドレスを必ず記載してください。また、研修修了証が交付されるまではメールアドレスを変更しないでください。なお、携帯端末のメールアドレスを記載した場合で、迷惑メール対策等を行っているときは、「@jpec.or.jp」からの電子メール受信が可能な設定に変更の手続きをしてください。

自宅住所記載欄に、勤務先等の自宅以外の住所を記載しないでください。また、住所を書き忘れないようにしてください。

##### (2) 技能習得型研修受講証明書（正本）

現に有している研修修了証の有効期限の2年前以降に受講した研修会A（健康サポートのための多職種連携研修会）の受講証明書です。

正本を提出してください。カラーコピーした副本は無効です。

##### (3) 期間延長（更新）対象となる健康サポート薬局研修修了証（写）

これが提出されない場合は、期間延長（更新）の研修修了証は交付しません。複数所持している場合は、該当するもののみを提出してください。

有効期限内のものに限ります。

写しを提出してください。

##### (4) 研修修了証交付審査手数料振込明細の写し

健康サポート薬局研修修了証交付申請書の裏面の所定欄に貼付してください。

#### 2. 発行費用（交付審査手数料）

消費税込みで3,300円です。

次の口座に振込んでください。振込み手数料は申請者の負担でお願いします。振込金額等の不足の場合は、受付けません。振込みは1名につき1件とし、必ず申請者名で振込んでください（申請者名を必ず記載して下さい）。2名分以上まとめて振込んだ場合又は申請者名以外の名義（例えば勤務先名）で振込んだ場合は、修了証を交付しません。振込みは、申請書の提出前3か月以内に行ったものに限ります。それ以前のものは無効です。

銀行名：ゆうちょ銀行

口座番号等：

郵便局から振込む場合：00100-0-603268

他の金融機関から振込む場合：

店名・口座種類・口座番号；〇一九（ゼロイチキユウ）店 当座 0603268

名義：公益財団法人日本薬剤師研修センター

一旦振り込まれた研修修了証交付審査手数料は理由の如何を問わず返却しませんので、ご注意ください（審査の結果、研修修了証の交付が不可となった場合も交付審査手数料は返却しません）。また、この返却しないこととなった交付審査手数料は、他の如何なるものにも

換えることができません。

なお、領収証は発行しません。振込明細を以て領収証に代えますので、ご了承ください。

### 3. 書類提出先

公益財団法人日本薬剤師研修センター 健康サポート薬局更新係

郵便番号105-0003 東京都港区西新橋2-3-1 マークライト虎ノ門6階

### 4. 研修修了証の交付

可能な限り速やかに研修修了証を作成し、申請書に記載された自宅住所宛に郵送します。

### 5. 研修修了証の有効期間

有効期間は、期間延長（更新）前の研修修了証の有効期限の翌日から6年間です。有効期間は、他の健康サポート薬局研修修了証の有効期間とは関連せず、交付を受けた研修修了証ごとになります。

### 6. 研修修了証の保管等

受領した研修修了証は、大切に保管してください。再度の更新手続きの際にも必要となります。

### 7. 個人情報の取扱い

公益財団法人日本薬剤師研修センターの個人情報の取扱いについては、ホームページにプライバシーポリシーとして掲載しています。法律に基づき開示が義務づけられている等の特別の事情がない限り、本人の事前承諾なしに第三者に個人情報を開示・提供することはありません。

ただし、この健康サポート薬局研修に関する情報については、公益社団法人日本薬剤師会の閲覧・確認、制度運用の目的での都道府県知事又は保健所設置市・区の市長若しくは特別区長からの照会への対応及び都道府県薬剤師会からの照会への対応の際に、その妥当性を検討したうえで開示・提供します。

### 9. その他

申請書等に関する照会は、1(1)に記載のとおり電子メールで行いますが、電子メール送信後3か月間を経過しても回答がない場合は、審査終了とし、研修修了証の交付を不可とします。この場合、申請書類は、照会内容を記載した書面とともに返却します。再度申請する場合は、新たな申請となり、発行費用（交付審査手数料）の減免はありません。なお、令和3年11月18日以前に照会したものは、同日より起算して3か月間とします。

#### IV. 研修修了証の再交付を申請する場合

##### 1. 申請時の提出書類

###### (1) 健康サポート薬局研修修了証再交付申請書（健康サポート様式4）

照会が必要なときは、電子メールで行います。メールアドレスを必ず記載してください。また、研修修了証が交付されるまではメールアドレスを変更しないでください。なお、携帯端末のメールアドレスを記載した場合で、迷惑メール対策等を行っているときは、「@jpec.or.jp」からの電子メール受信が可能な設定に変更の手続きをしてください。

自宅住所記載欄に、勤務先等の自宅以外の住所を記載しないでください。また、住所を書き忘れないようにしてください。

研修修了証番号は、不明の場合は記載不要です。

###### (2) 公的身分証明書（写）

公的身分証明書は、運転免許証、旅券又は健康保険証のいずれか1つです。

写しを提出してください。

###### (3) 毀損した健康サポート薬局研修修了証（正本）

再交付申請の理由が研修修了証の毀損であるときは、その毀損した研修修了証（正本）を提出してください。

###### (4) 研修修了証交付手数料振込明細の写し

健康サポート薬局研修修了証再交付申請書の裏面の所定欄に貼付してください。

##### 2. 発行費用（交付手数料）

（令和5年4月2日までに再交付申請書を提出（消印有効：申請書に記載した日付ではありません）した場合）

消費税込みで1,870円です。

（令和5年4月3日以降に再交付申請書を提出した場合）

消費税込みで2,750円です。

なお、4月2日以前に1,870円を振り込んでいるときは、別途880円を振り込み、2枚の研修修了証交付手数料振込明細の写しを提出してください。

次の口座に振込んでください。振込み手数料は申請者の負担でお願いします。振込金額等の不足の場合は、受付けません。振込みは1名につき1件とし、必ず申請者名で振込んでください（申請者名を必ず記載して下さい）。2名分以上まとめて振込んだ場合又は申請者名以外の名義（例えば勤務先名）で振込んだ場合は、受付けません。振込みは、申請書の提出前3か月以内に行ったものに限りです。それ以前のものは無効です。

銀行名：ゆうちょ銀行

口座番号等：

郵便局から振込む場合：00100-0-603268

他の金融機関から振込む場合：

店名・口座種類・口座番号；〇一九（ゼロイチキユウ）店 当座 0603268

名義：公益財団法人日本薬剤師研修センター

一旦振り込まれた研修修了証交付手数料は理由の如何を問わず返却しませんので、ご注意ください（照合結果などにより、研修修了証の交付が不可となった場合も交付手数料は返却しません）。また、この返却しないこととなった交付手数料は、他の如何なるものにも換えることができません。

なお、領収証は発行しません。振込明細を以て領収証に代えますので、ご了承ください。



### 3. 書類提出先

公益財団法人日本薬剤師研修センター 健康サポート薬局係  
郵便番号105-0003 東京都港区西新橋 2-3-1 マークライト虎ノ門6階

### 4. 研修修了証の交付

可能な限り速やかに研修修了証を作成し、申請書に記載された自宅住所宛に郵送します。

### 5. 研修修了証の有効期間

有効期間は、当初交付した研修修了証の交付日から6年間です。再発行日からではありませんので、ご注意ください。

### 6. 研修修了証の保管等

受領した研修修了証は、大切に保管してください。更新手続きの際にも必要となります。

### 7. 個人情報の取扱い

公益財団法人日本薬剤師研修センターの個人情報の取扱いについては、ホームページにプライバシーポリシーとして掲載しています。法律に基づき開示が義務づけられている等の特別の事情がない限り、本人の事前承諾なしに第三者に個人情報を開示・提供することはありません。

ただし、この健康サポート薬局研修に関する情報については、公益社団法人日本薬剤師会の閲覧・確認、制度運用の目的での都道府県知事又は保健所設置市・区の市長若しくは特別区長からの照会への対応及び都道府県薬剤師会からの照会への対応の際に、その妥当性を検討したうえで開示・提供します。

### 8. その他

申請書等に関する照会は、1(1)に記載のとおり電子メールで行いますが、電子メール送信後3か月間を経過しても回答がない場合は、審査終了とし、研修修了証の交付を不可とします。この場合、申請書類は、照会内容を記載した書面とともに返却します。再度申請する場合は、新たな申請となり、発行費用（交付手数料）の減免はありません。なお、令和3年11月18日以前に照会したものは、同日より起算して3か月間とします。

制定	平成28年9月13日
一部変更	平成28年9月23日
同	平成28年9月28日
同	平成29年10月1日
同	平成30年4月12日
同	令和元年10月1日
同	令和元年12月16日
同	令和2年9月1日
同	令和3年4月8日
同	令和3年11月18日
同	令和4年1月31日
同	令和5年3月20日
同	令和7年1月30日

附則（令和7年1月30日）

この実施要領の一部変更については、令和7年3月1日より適用する。